

令和 7 年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき令和 7 年度定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 7 日

上三川町監査委員 永水克欣

上三川町監査委員 田村 稔

## 定例監査の結果について

### 1 監査期日

令和7年10月20日（月）・21日（火）

### 2 監査対象

庁内各課・室・局（以下「各課」という。）

### 3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について
- (7) 各課における人員状況（雇用状況）について ※会計年度任用職員含む
- (8) 町全体の人事計画及び状況等について
- (9) コンプライアンスに関することについて
- (10) 法令・条例・規則等の更新等状況について

### 4 監査結果

#### (1) 総評（全体）【指摘事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について概ね適正に事業執行されているものと認められた。

## 【指導事項】

- 職員の時間外勤務状況について、改善は認められるが、一部の部署では（時間外勤務の慢性化や）特定の担当者に業務が集中し長時間の時間外勤務が継続している状況が未だ見受けられた。職員の健康管理の面からも、業務分担の見直し、課内の係間の協力体制の構築、経験・能力（のバランス）を配慮した人員配置、休職者や退職者がでた際の早期の人員補充などにより、業務量の集中を軽減し職場環境の改善を図られたい。 【総務課及び関係課】

## (2) 個別事項

個別事項は、次のとおりであるので検討等されたい。

※事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

## 【検討事項（意見を含む。）】

- 文書管理の電子化について、時間外勤務命令簿等の手書きの見直し、及び押印の省略を検討いただき、行政事務の適正な管理と効率化を図られたい。 【総務課】

- 近年、大手企業を狙ったランサムウェア攻撃等が社会問題化していることを鑑みて、個人情報を取り扱う行政として常に危機感を持ち、情報セキュリティポリシーのより一層の定着と、強固なセキュリティ対策の構築を図られたい。 【総務課及びデジタル推進室】

## **監査結果の区分**

### 1 指摘事項等

#### (1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えていているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

#### (2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

#### (3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

### 2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見。（今後の事業運営の参考にされたい。）